

5 就職促進給付

就職促進給付の概要

1 就業促進手当

(1) 就業手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給される。

(2) 再就職手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に安定した職業に再就職した場合に、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

(3) 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定した職業に再就職した場合（再就職手当を受けられる場合を除く。）に、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

2 移転費

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は指示した訓練を受けるため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、旧居住地から新居住地までの距離等に応じた額が支給される。

3 広域求職活動費

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所の紹介により通勤範囲外の地域において求職活動を行った場合、これに要する運賃及び宿泊料が支給される。

○ **就職促進給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）**

- ① 早期再就職者支援基金が 16 年度限りでなくなったが、当該制度と同様、より早期の再就職の促進を図るための措置を検討する必要はないか。
- ② 所定給付日数の残日数が 1/3 かつ 45 日以上という基準が、早期再就職の促進のために適当な水準か。
- ③ 就業促進手当をあまり手厚くすると、本来は失業なく転職し得る者がいったん失業を経ることを助長する可能性もある。再就職手当があまり高額にならないようにする工夫や、失業を経ない労働移動に係るインセンティブを高める工夫について検討する必要があるのではないか。
- ④ 基本手当受給中の者が就業した場合、内職減額方式と就業手当方式のバランスを就業促進型となるよう見直すべきではないか。
- ⑤ 移転費や広域求職活動費は、実績等を踏まえ、その存在意義について再検討する必要はないか。

就業促進手当の支給状況

(単位：人、千円)

	就業手当		再就職手当		常用就職支度手当	
	① 初回受給者	② 支給金額	① 支給人員	② 支給金額	① 支給人員	② 支給金額
12年度	—	—	402,859	159,786,208	20,419	3,987,105
13年度	—	—	393,599	122,130,663	17,949	3,241,968
14年度	—	—	382,798	95,238,765	20,433	3,060,242
15年度	32,902	1,050,901	90,615	15,613,068	7,970	1,222,683
16年度	32,590	1,186,777	65,619	9,360,520	2,513	334,124
平成17年2月	2,068	79,049	3,839	537,192	195	26,856
3月	2,527	89,870	5,225	730,273	243	33,925
4月	7,319	148,022	4,196	588,330	198	27,895
5月	8,635	317,963	21,390	3,454,740	267	35,629
6月	7,950	413,355	29,437	4,851,596	161	21,046
7月	6,933	410,958	31,996	5,206,327	131	17,959
8月	7,950	471,599	33,333	5,577,833	135	17,855
9月	7,128	438,083	27,317	4,516,336	111	14,480
10月	6,749	415,704	30,621	5,062,886	116	14,239
11月	6,819	411,243	31,501	5,133,144	131	15,590
12月	6,144	411,657	31,627	5,245,917	177	21,168
平成18年1月	5,788	408,135	27,851	4,576,762	176	21,869
2月	5,188	343,063	21,807	3,599,503	167	21,338

(注) 1. 就業手当の施行は平成15年5月1日である。

2. 年度計の支給金額は決算終了後の確定値であり、各月分の支給金額は業務統計による暫定値である。

6 教育訓練給付

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合であって、①支給要件期間^(注2)が5年以上のときは、当該教育訓練に要した費用の40%相当額（上限20万円）の教育訓練給付金が、②支給要件期間が3年以上5年未満のときは、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長^(注3)）が行われた場合には最大4年）以内にある者。

（注1）雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は8,807講座（平成17年10月1日現在）。

（注2）「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注3）「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

○ 教育訓練給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 教育訓練給付については、労働者の主体的な能力開発を促進するという制度趣旨を踏まえ、失業予防や再就職促進を通じて求職者給付の節約に資する効果も持つことに着目し、このような政策効果が認められるものについては引き続き実施すべきであることから、講座の実績を踏まえ、不断に講座の見直しを進めることが必要ではないか。
- ② 被保険者であった期間が3年以上5年未満の者と5年以上の者とで給付水準（給付率、上限額）に差異を設けているが、それは適切か。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、教育訓練給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17年度予算で約290億円、失業等給付の約1.3%）についてどう評価するか。

○ **教育訓練給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

教育訓練給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	270,137	136,837	133,300	27,109,161	14,152,336	12,956,825
平成 13 年度	284,680	148,128	136,552	39,618,837	21,687,886	17,930,951
平成 14 年度	380,945	200,066	180,879	68,435,009	38,642,533	29,792,476
平成 15 年度	469,829	248,643	221,186	89,789,693	52,630,002	37,159,691
平成 16 年度	230,623	95,964	134,659	23,774,320	11,030,625	12,743,695
平成17年 2 月	11,330	3,986	7,344	820,123	352,301	467,822
3 月	13,955	5,114	8,841	1,107,112	486,816	620,296
4 月	13,908	4,861	9,047	1,239,685	527,481	712,204
5 月	11,784	4,350	7,434	930,165	401,452	528,713
6 月	11,682	4,293	7,389	856,189	374,851	481,338
7 月	13,310	5,596	7,714	1,001,696	507,352	494,345
8 月	18,611	9,180	9,431	1,436,912	823,735	613,176
9 月	13,514	5,199	8,315	931,514	415,333	516,180
10月	17,994	8,823	9,171	1,364,773	740,093	624,680
11月	17,432	7,694	9,738	1,179,112	590,253	588,859
12月	11,980	4,068	7,912	757,489	310,266	447,223
平成18年 1 月	9,197	3,251	5,946	642,938	275,781	367,157
2 月	8,868	2,880	5,988	619,484	246,692	372,792
11年 3 月からの累計	1,934,296	979,091	955,205	272,937,959	151,627,176	121,310,782

(注) 1. 教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。